不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>事業計画の修正命令（個人施行者（市町村を除く。）及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業（１の市町村の区域に属するものに限る。）に関する事務に限る。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>土地区画整理法第２０条第３項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>まちづくり未来部都市計画課都市計画係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>法第２０条第３項の規定による。

第２０条第３項
３　都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは、第１４条第１項又は第３項に規定する認可を申請した者に対し事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認めるときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>